

平成24年度一般会計予算特別委員会会議録

平成24年3月16日(金)

(開会)10:00

(閉会)13:29

委員長

ただいまから平成24年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。第11款 公債費から第12款 予備費、226ページから227ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第11款 公債費から第12款 予備費についての質疑を終結いたします。次に歳入についての質疑に入ります。13ページから44ページまでの質疑を一括して許します。はじめに質疑通告されております、13ページ、滞納状況と特徴について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

まず13ページの市税というところで、滞納状況と特徴ということですが、2番目の差押状況と対応というところと関連しておりますので、まず差押状況、資料の2ページに出していただいておりますので、この資料説明からお願いいたします。

納税課長

資料の2ページをご覧くださいと思います。市税にかかるそれぞれの債権別の差押状況でございます。市税全体の差押件数につきましては、表に記載しておりますとおり、平成20年度、21年度、22年度と減少しており、平成22年度は21年度と比較しまして差押件数は市税全体で608件、対前年比約22.8%減の2,056件、差し押さえによる納入額は約2700万円、約26.7%増の約1億2800万円となっております。

宮嶋委員

なかなか差し押さえ額もいろんな状況が出てきておりますが、この差し押さえをされる基準というか、手順というか、それをお願いいたします。

納税課長

差し押さえを行う基準でございますが、まず納期内に納付をされていない方に対して督促状を発送いたします。督促状を発送した後も納付がない場合、文書催告を発送いたしますが、それでも納付されない方には呼び出し状、差押予告、差押警告、必要であれば電話連絡等も行います。しかしながら何ら連絡もなく納税相談等にも全く来庁されない方、その他、分納誓約等において定期的に納付するという誓約書が提出されたにもかかわらず誓約が守られていない等の納税に対する意識が薄いもしくはないと判断される場合に、法令に基づく預貯金調査をはじめとして各種財産調査を行います。その結果、担税資産があり滞納処分が可能であると判断される場合に、税負担の公平性等の観点も踏まえまして法の規定に基づいて差し押さえを行っております。

宮嶋委員

最初に文章催告を出されるのは、納付期限が切れてどのくらいの期間が経ってからになりますか。

納税課長

まず督促状を発送する日でございますが納付期限から20日後、それから10日経過後に催告を発送する形になります。

宮嶋委員

催告状を出して、それでも連絡等がない場合、呼出状というのはどの時点で出されますか。

納税課長

これらの呼出状とか差押予告、またさまざまな警告等もございますけども、これはいついつまでにというふうなことは規定されておられません。そのときそのときの状況によりまして出しておる状況でございます。ただし督促とかそういうものについては法的な取り決めがございます。

宮嶋委員

20日後に督促状を出して、その10日後に催告状を出して、そのあとは状況を見てということで、どういう条件なのかわかりませんが呼出状を出される。その後呼出状を出されても応じられない場合には、いま電話連絡とかそういうのはとってあるんですか。

納税課長

必要であれば電話連絡等も行いますし、また電話連絡をしても出られないということも多々ございます。

宮嶋委員

例えば催告状を出される期間から差し押さえに至る期間はどのくらいになるんですか。

納税課長

単純に言いますと、納付期限から1カ月以上はかかりますし、それから財産調査等々も行いますので、一定の期間ということではございませんが、1カ月以上はかかるということでございます。

宮嶋委員

最速で1カ月ということですね。じゃあ差し押さえの内容なんですが、何回も言っておりますが、給与とかいうのは会社のほうに話されて収入全額は押さえられないという法律になっていると思っておりますが、その辺の説明をお願いします。

納税課長

給料の差し押さえについてでございますけども、給料を差し押さえするということになりますと、どうしても会社側と連絡をとってそして給与の額とかそういうものを調査するというふうなことになります。そうしますとどうしても滞納者の方の立場等々もございますので、基本的にはまず最初に預貯金調査をすると、それで納付していただくというふうな形をとっております。従いまして、どうしてもというふうなことであれば給与調査をして給与差し押さえもしますけれど、できるだけ給与調査というのは立場を考えまして、飯塚市としましてはその前に預貯金調査のほうでそれを処分徴収するというふうな形で考えております。

宮嶋委員

それでも平成22年度は137件の方が押さえられているわけですね。この場合は預貯金とか生命保険とかの他の物件がなかったということですかね。

納税課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

給与の場合はその方が最低限生活できるお金を引いて、その差額を差し押さえするというふうになっていると思っておりますが、それで間違いありませんか。

納税課長

給与を差し押さえる場合はそういうふうに控除すべきものを控除したなかで差し押さえ可能額というものが出てきますので、その分を差し押さえしている状況でございます。

宮嶋委員

あと預貯金の問題なんですが、今どこも現金で給料を渡してるところというのはほとんどないと思うんですが、すべてこういう銀行なり郵便局の口座に振り込まれていて、ここに振り込まれたことで納税のほうは預貯金だということで、あくまでも預貯金だということで差し押さえをされるんですが、その方の本当にぎりぎりの生活費が入ってるということがあります。今

こういう銀行振り込みだというような時代になって、なおかつ預貯金だということで差し押さえられるということはちょっと理不尽じゃないかと思いますが、その辺を変更されるということはないのでしょうか。

納税課長

預貯金調査をした上で預貯金を差し押さえるわけでございますけども、毎回これは申し上げておりますけども、その前段でご相談等があればいいんですけども、納税課といたしましても差し押さえを目的として仕事をしているわけではございません。事前に相談等々があればそういうことはなくて済むということでございますけども、どうしても連絡がとれない、納付されない、もうどうにもならないということでお困るわけでございます。また差し押さえする場合は、当然全額をしないといけないというふうに法的な決まりがありますので、それに基づいてやっておるわけでございます。そして本人から申し出がありまして生活が苦しいとか、また給与だけしか入ってないんだというようなことの申し出がありまして、協議したなかで今後の分納等々の解消に向けての協議が整いましたら返還等も行っておりますので、そこら辺はご理解願いたいと思います。

宮嶋委員

納税のほうの悪い方も確かにいらっしゃるでしょうけど、例えば差し押さえたお金をですね、それで慌てて駆け込んでこられる方が多いんですが、返納していただくのに随分時間がかかるんですよ。ここにどうしても生活費でこれだけしかない、ぜひ返してください。そのときに返済する相談をされて、このくらいずつなら今後なんとか戻しましょうっていうんですけど、じゃあそのとき差し押さえたお金が1週間後とか、もうちょっとかかるんですかね、そのくらいしか戻ってこないですが、これがもっと早く、お金がなくてほんとに明日食べるお金もないくらい困っている方もその中にいっぱいいらっしゃるんですけど、そういう方のためにもっと早くお金が戻ってくるというシステムがつかれないのかどうか、お尋ねします。

納税課長

いま現在まず銀行のほうで差し押さえをしましたら、銀行のほうから一度市のほうにお金が入ってきます。そしてそれからそれを確認した後に返金するというふうな形をとっておりますけども、どうしてもそれがやはり金融機関等との処理の関係もございまして、いま委員申されますように1週間から10日かかる場合がございます。その辺は十分に滞納者の方にもご説明を申し上げておりますので了承はしていただいておりますけども、そこら辺をもう少し金融機関とも話をしまして、いま委員が言われましたような方向で金融機関とも協議したいと思えます。

宮嶋委員

差し押さえたお金に色がついているわけないから、そのお金をさっさと返さないかんということやないからですね。何とかその辺をやっていいいただきたい。税金はきちっと納めてある方のことも考えるとやはり滞納っていうのはよくないんで、きちっと税金を集めていただきたい。ただし、その税金を納める市民の方があつての飯塚市ですので、その方の心に寄り添った納税をやっていただきたいということを申し添えて、終わります。

委員長

次に、17ページ、「保育所運営費保護者負担金推移について」、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

17ページ、民生費負担金、保育所運営費保護者負担金の推移について、お尋ねをいたします。資料を出していただいております。3ページ。資料の説明をぜひお願いいたします。

保育課長

保育費保護者負担金は保護者が負担します保育料でございます。保育料の表の中の調定額及

び徴収額が年々増加していておりますが、その要因は入所見込み児童数の増と、それと保育料の高い3歳未満児の入所数が近年増加していることが大きな要因と考えております。この表の中にはございませんが、予算計上しています24年度につきましても公立私立広域入所の年間延べ入所合計数が23年度の当初と比べますと、23年度が38,700人でしたが、24年度の見込みは38,850ということで、150人ほど増加の見込みがあります。合計で24年度についても607万6千円の増加で計上いたしております。またこの資料の表の中で、公立保育所にかかる調定額及び収納額がいずれも減額になっているのは、これは公立保育所の民営化に伴います入所児童数の減によるものでございます。

宮嶋委員

少子化が叫ばれている中で、保育所に預けられる子どもさんの数がふえているということのようですが、この要因というか、どういうふうに考えてありますか。

保育課長

昨今の景気あるいは雇用情勢の悪化する中で、やはり共働きの方々がふえている状況があるというふうに考えております。

宮嶋委員

この中で子どもを預けて仕事に出られなければならないというようなことがふえているというようなことですが、3歳未満とかそういう子どもさんの数と大きい方の数といえば小さい子の数がふえているので、この金額がこんなに大きくなっているのでしょうか。

保育課長

所得層によっても所得に応じてかけているということで、一概には言えませんが所得の状況に応じて入って来られる方の保護者の所得状況に応じまして、保育料が決定されるわけございますので、そういうこともあります。

宮嶋委員

小さい子どもを預けて働かないといけないというご家庭もふえているということですので、ぜひ安心して子どもさんを預けて働けるような保育所運営をお願いして終わります。

委員長

次に、18ページ、「同和会館人権啓発センター使用料について」、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

18ページ、総務使用料、同和会館人権啓発センター使用料ということで、これも資料を4ページに出していただいておりますので、この資料の説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

資料にお示しいたしております同和会館人権啓発センター使用料及び利用者数の施設別内訳ということで、資料を出させていただきます。この説明につきましては、同和会館につきましては立岩会館でございますが、これにつきましては年間利用者といまして3,209名、使用料見込みといまして39,300円となっております。人権啓発センターのほうでございますが、穂波のほうが18万6672円、利用者見込みといましては5,927名でございます。それから筑穂のほうが年間利用者数として2,684名、使用料見込みといまして65,880円、人権センター合計で25万2552円となっており、同和会館と人権啓発センターの合計といまして29万1852円を見込んでおります。

宮嶋委員

この表を見ますと、減免件数というのが、全体の件数というのが書いてないんですが、ずいぶん減免が多いような、減免額がすごい金額、使用料の金額の数倍というようなかたちになっておりますが、この減免が多いのは何ででしょうか。

人権同和政策課長

減免件数が多いということで、その理由といたしましては、飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例施行規則第6条、使用料の減免で定めております使用料の減免基準及び減免割合といたしましてまず第一に、市が主催または共催する事業に使用するときには10割減免でございます。2番目といたしまして、会館等の設置目的と目的を同じくする団体が利用するときにも10割減免と。3つ目にその他、市長が減免することが適当と認めたときという場合は5割減免となっておりますことから、同和会館、人権啓発センターにつきましてはいま申し上げました1番目と2番目の利用が多いため、減免件数が多いという結果になっておるところでございます。

宮嶋委員

今の減免の条件の中の1番ってというのは、市が主催し共催するというのは、他の公共施設でもこういうふうなあれがあると思うんで、これは問題ないと思うんですが、2番目の設置目的と目的を同じくする団体が使用するときというふうに言われておりますが、この設置目的ってというのは何ですか。

人権同和政策課長

人権センターの設置目的といたしましては人権同和問題の速やかな解決に資することを目的とするということで、そういうことを目的といたしております関係団体につきましてはですね、そういうことで認識をいたしておるところでございます。

宮嶋委員

特に人権問題、どうしても同和が常につくんですが、人権といたらもっとたくさんの人権問題があるわけですよね。同和問題に限らず他の人権問題についても、こういう活動されている方にはこういう適用ができるんでしょうか。

人権同和政策課長

ご指摘のとおりいろいろな、さまざまな人権侵害の問題がございますので、関係団体につきましては同様の取り扱いになるものと思っております。

宮嶋委員

どうしても人権問題っていうふうに言わないで同和をつけないといけないのかなと、特別扱いやないかなとも思います。多くの方がこういうことで活動されていると思うんですが、特定の団体だけにこういう減免を、特に10割減免、ただにするということはちょっとおかしいんじゃないかなとも思いますが、どういう団体が使われておりますか。

人権同和政策課長

主に関係団体といたしましては、部落解放同盟飯塚市協議会、あるいは飯塚市人権・同和教育研究協議会、あるいは嘉麻飯塚桂川地区社会人権・同和教育担当者協議会などの団体でございます。

宮嶋委員

その他の団体で使われることはないわけですね。減免にならない、いわゆる通常の料金を払ってあるのが、この表では何件あるのかちょっとわかりませんが、どういう方々が使っているか、お願いします。

人権同和政策課長

市の主催、共催の事業につきましては10割減免でございますので、それ以外で有料のものにつきましては一般の方が行われてありますダンス教室とかあるいは健康体操、あるいは俳句等のサークル活動等や、また労働組合の会合などにも使用されておるところでございます。

宮嶋委員

いわゆる公民館活動みたいな部分でされている部分ですね。有料とおっしゃいますけど、だいたいどのくらいの費用が徴収されているんでしょうか。

人権同和政策課長

人権センターにつきましては3館ございまして、それぞれの料金設定がございます。例えば立岩会館につきましては、午前、午後、夜間という区分帯におきまして一番広い所で平日で2,860円と、午前中でございますが。それから穂波につきましてはここにございまして午前、午後、夜間という区分帯で一番広い大会議室につきましては午前中は1,360円という設定になります。筑穂につきましては、ちょっと区分帯の設定が違いますけれども、5時間未満ということで大会議室は800円というような料金設定になっております。

宮嶋委員

公民館使用料、これこんなにどうして各館によって金額が異なるのか。この料金設定は規定というのではないんですか。

人権同和政策課長

合併後旧1市4町の使用料、全ての施設にもいえることでございますが、使用料の見直しということでですね、検討を重ねておるところでございますけれども、公民館につきましては平成22年度に1時間単位の料金設定に改正をしたところがございまして、隣保館につきましては現在ですね、料金設定については統一をしていくような形で現在検討を重ねておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

宮嶋委員

いわゆるその立岩公民館にお聞きしたんですが、いま言われたように平成22年から午前、午後、夜という、3つのくりでしていただけれども利用しやすいようにということで、時間単位に変えられたそうですいま大きい部屋の話をしたんで4階の大広間ですね。あそこで1時間1,050円という設定になっているそうです。それと比較して時間がいろいろ違うんで、比較にはなりませんけれども、これはきちっと空いている時間帯は、公民館を使うときに本当にどこもいっぱい使えないことがいっぱいあるんですよ。特に立岩公民館の場合は、使えなくなった部屋があったりしておりますので、どうしても公民館を探すときにものすごく大変な状況があるんですが、広くやっぱりこういう立岩会館だとか、解放センター、そういう運動目的ではないことで使えるのであれば、もっと皆さんが使いやすいように、そしてこういうふうどこで使っても金額的に差異がない、こういうふうにしないと何かちょっとおかしいんじゃないかなと思ひます。公民館の場合はそれぞれ合併した際に、いろいろ差もあって、使い方も差があったと思うんで、平成22年に統一されたということです。この人権啓発センター等についてはいまだどうするか考えているということですが、これもやっぱり運動団体の方と相談しないといけないので、時間がかかるんでしょうか。

人権同和政策課長

そういうことでは決してございませぬので、鋭意検討中でございますので、できるだけ早い時期に整理してまいりたいというふうには考えております。

宮嶋委員

やっぱりちょっと不透明なところがたくさんあります。迅速にやっていただきたい、そしてもし空いている時間があるんでしたら、やっぱり市民の方に利用していただけるように、特別に何か使いにくいような状況になっているんじゃないかなと思ひますので、ぜひ立派な場所があるんですから、皆さんに使っていただけるように早急にお願ひいたします。

委員長

次に、19ページ、市営住宅使用料について、梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

おはようございます。19ページ、使用料、手数料、市営住宅使用料についてお尋ねをいたします。本市には相当数市営住宅があるわけですけれども、やはり家賃の滞納とかいろんなものがあると思ひます。その中で本市の家賃の収入状況、それから滞納状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

平成23年度の決算ができておりませんので、平成22年度の決算状況でちょっと説明をさせていただきますと思います。まず、住宅使用料の現年度分でございますが、調定額が6億4321万1600円に対しまして、収入済み額が5億9362万9600円で収納率が92.29%となっております。また、過年度分、滞納分でございますが、これにつきましては調定額1億5928万2034円に対しまして収入済み額が1843万5000円で収納率11.57%となっております。

梶原委員

今の説明を聞きますと22年度分で約5千万円の滞納ということで、それから過年度分の徴収率においては約1割くらいしか収納できていないというようなことですが、その背景にはどのようなことがあるのか、そういった原因は把握してあるのか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

その原因ということですが、まず第1点には平成18年に合併をいたしました。そのときに、住宅使用料の統一を図ったわけでございますが、使用料が上がる方につきましては、激変緩和措置ということで3年間の傾斜をかけて使用料を徴収したわけでございます。そのときに少しずつ毎年3年間かけて上がっていくわけでございますが、21年度から通常家賃になるようにしておりました。もう1点、住宅が新築移転される場合も使用料が上がるということでございまして、新築の場合は5年間の傾斜で使用料を徴収することとしております。6年目に本来の家賃になるために使用量が年々ふえていくということも原因の一つかとは思っておりますが、もう一つ、平成20年以来の経済不況によります離職、それから収入の減なども原因の一部ではないかと考えております。

梶原委員

使用料の統一で全体を合わせるということですが、その中で少しずつ毎月払う部分が上がっていくと。それから長引く不況によって収入の減等で家賃が払えないというようなことを把握をしておられるようですが、そうは言っても、やはり何らかの形で改善をしていかなければならないと思っておりますけれども、いま滞納されている人たちに対してどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

滞納に関しましては、1、2カ月程度は督促状を送りまして、3カ月を過ぎると催促状、それでも支払いがないという場合には訪問して徴収に行っております。訪問しても徴収できないもの、または呼び出しにも応じない悪質な滞納者に関しましては、明け渡しの訴訟を起こし退去勧告を行っております。それから、その後和解する者もおりますが、裁判所にも出廷せず、退去勧告にも応じない者につきましては、強制執行を行うという形でございます。今後予想されます悪質な家賃滞納者につきましても同様の措置をとりまして、市営住宅管理の適正化に努力していきたいと考えております。

梶原委員

悪質な方には明け渡しの訴訟などを行っていくということですが、なかなかそれに至るまでにはいろんな努力をされておると思っております。そんな中で、まあ他の市税の滞納の部分につきましても、いろんな形の差押えとかあるようですが、住宅についてはどのような形の訴訟があるのでしょうか。

建築住宅課長

使用料の納付につきましては、先ほども答弁いたしましたように、督促状、また催促状を送付し納付指導を行っております。納付指導によっても、なお納付がない場合、また来庁指示書を送付し滞納者と面談の機会を設け、滞納解消の協議を行っておりますが、来庁指示にも応じない場合は、明け渡し期限を定めた市営住宅使用許可取り消し通知を送付するこ

ととしております。この通知による明け渡し期限までに明け渡しが行われない場合、また滞納住宅使用料の未納の場合に裁判所へ市営住宅の明け渡し訴訟を提起するものでございます。訴訟の提起に際しましては、滞納の月数の長短によってのみではなく、再三の納付指導、そしてまた分割納入にも応じないなど、支払いに対して誠意を示さない滞納者に対して行っております。

梶原委員

いろいろな形で努力をされておるようではございますけれども、そんな中で徴収する場合に職員の方が夜間訪問とか、いろいろな形で行っておられるようではございますけれども、そんな中でやはり夜間に行くということは残業もつくわけでしょうし、市営住宅の家賃をいただきに行かないかん部分にまた経費がかかるというような形で、やはり二重の苦しい部分の財政状況に置かれるのではなからうかと思っております。何らかの形で改善をしていただきながら、家賃滞納を減らしていただいて、前もどなたか質問をされておりましたけれども、市営住宅の修繕がなかなか思うようにはいかないというような現状になっておるようではございますので、しっかり滞納の部分に対して改善をされて市営住宅の修繕等に使っていただければと思っております。滞納については、やはりみんなを取り組まなければいけない問題であろうと思っておりますので、その辺は担当の課だけではなくて全市挙げて取り組んでいただきたいと思っておりますので、しっかり尽力していただきたいと思っております。終わります。

委員長

次に、19ページ、市営住宅の空家募集状況について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

19ページ、土木使用料、市営住宅の空家募集状況についてお尋ねします。空き家状況ということで、これも資料を出していただいております。資料5ページですね。この中で募集がされているわけですが、今年度でいけば平均で9.65%という公募の倍率が出ている、約10倍近い倍率になっておりますが、これだけ多くの方が本当に市営住宅の入居を希望して待っているとあると思うんですが、この結果についてどういうふうにとらえられておられるか、お願いします。

建築住宅課長

公営住宅の果たす役割と経営の2つの観点から、またさらに公営住宅の管理の適正化、効率化を推進し、住宅に困窮する低所得者の求める要求に的確に応えられる状態をつくる必要があると考えております。また、現在本市における使用住宅は、県内類似団体の管理戸数と比較しましても管理戸数の面からはその使命を十分に果たしているのではないかと考えております。また、その中でも住宅に困窮する低所得者の方がある状況から、さらに入居の適正化、効率化を推進する必要があると思っております。また、当面は効率的な修繕を心がけまして、入居率を高めていきたいと考えております。

宮嶋委員

この倍率は平均だと思うんですが、倍率の高いところ、低いところ、応募をかけてもいないところもあるかもしれませんが、そういうところの説明をお願いします。

建築住宅課長

平成23年度の募集状況で見ますと、募集率が高いのが新弁分団地の60倍から80倍という形になっております。反面、募集率の低い団地といたしましては、年4回の募集で吉北団地とか目尾第二団地などの二階建ての住宅でございますが、申し込みが1件から2件、そういう状況が続いております。ときには、申し込みがないということもございます。

宮嶋委員

確かに便利がいいところと、不便なところということだと思いますが、本当に吉北団地、目尾団地でいけば回ってみて本当に空き家が多いです。これで、特にいま住み続けられている方は高齢の方、若い方もいらっしゃいますけれども、高齢の方が多くて、あそこは買物に行くに

も便利が悪いということで、なかなか新しい方が入られないんだと思いますけども、やっぱり地域づくりという観点からもね、もう1つこの住宅問題をぜひ考えていただきたいと思いますし、いま2階建の話がありましたけど、昭和30年40年代につくられた1戸の2階建ですね。だからそのお年寄りの方は、1階が台所と居間が続いたような部屋が6畳かちょっとプラスアルファぐらいの部屋があるんですが、ほとんどそこだけで暮らして、この階段を利用していないという状況もありますので、こういう建物については、本当に入り手もなく、一棟丸々つぶせるようなところは、つぶして何か新しくつくるとかそういうことも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。空き家住宅が、454戸ということで空いていまして、募集にかかる戸数と空き家の戸数が随分違うんですが、その辺の説明をお願いいたします。

建築住宅課長

募集につきましては、年に4回公募で募集しております。その段階で空き家につきましては、一般的な経緯といいますと454戸中の大体通常空家というのが93戸ございまして、それを修理して公募にかけるという状況でございまして、大体1回の公募で30から40戸の間で修繕をいたしまして、大体平均的にその程度の数を公募をかけているという状況でございます。

宮嶋委員

資料でいきますと、公募停止、政策空き家281戸といういことというのがありますが、これはもう募集をかけないよと、政策で募集をかけないよということでしょうけれども、どういう地域の住宅なのか教えてください。

建築住宅課長

市営住宅は、ご存じのとおりストック活用計画をもとに計画して建てかえ、また補修というようなことを行っております。その中で大体計画の中では、住宅の戸数を3,900戸から4,200戸程度に減らしていこうというようなことで計画をしております。それで建て替えを予定している分につきましては、公募を停止いたしまして、そこにはもう入れないというような政策をしておりますので、その住宅が現在281戸空いているということでございます。

宮嶋委員

建て替えということになると、相田団地かなと思いますが、それ以外に白旗団地は今どういう状況になっているんですか。

建築住宅課長

計画の中では白旗団地も建て替えの計画がございしますが、現在のところは相田団地のほうを優先させて建て替え計画をしていこうということでございますので、白旗団地につきましても募集の停止をしているところでございます。

宮嶋委員

相田団地が10年ぐらいかかって建て替えということ聞いておりますので、その後に白旗団地を建て替えられる予定ですか。

建築住宅課長

市営住宅につきましては、委員もご存じのとおり71団地、4,400戸からの団地があるわけですが、それを計画的に建て替え、修繕をしていくということは大変財政的にも厳しい状況がございします。その中で一応相田という形で今言っておりますが、並行してできたらやっていける部分は、並行して何棟かとかどこの団地かという形で計画できれば、実施をしていきたいというふうには考えております。

宮嶋委員

白旗団地も空き家が随分ありますけれど、これも281戸の中に入ってますか。

建築住宅課長

入っております。

宮嶋委員

何年先になるかわからない建て替えのために、空けているんですかね。

建築住宅課長

先ほども言いましたように、一応建て替えの計画のある分につきましては、公募は行わないという形で決めております。

宮嶋委員

いつになるのかわかっている時点ならともかく、そんなに早くから公募をかけないというふうに、空き家にしておけば家賃が入ってこないわけですよね。ぜひ、もっと補修費を、先ほどの梶原委員の方からお話もありましたけれども、滞納家賃を集めて補修をかけてというような話でしたけれど、お金はどこから違うお金が出てくるのかもしれませんが、空き家をそのままにしていけば、家は痛むわけですよ。住んであることで痛む部分もありますけど、自然にほったらかしておくと、やっぱり主のいない家はだめになりますんでね、2、3年先に建て替えですよということがわかっているのに入っていただいたら、また建て替えのときにいろいろと問題点があって難しいところもあるかもしれませんが、今いつになったら建て替えるかわからない状況の中では、空き家を応募される方があるわけですから、もうちょっと検討していただいて募集をかけていただきたいと思ひますし、補修できるものは積極的に補正していただいて、おいていたら1円も入ってきません。家賃を滞納される方もありませんけれど、家賃収入というのが入ってくるわけですから、ぜひその辺検討していただきたいと思ひますが、ご決意はいかがでしょうか。

建築住宅課長

委員の指摘のとおり、たくさんの住宅が空いているわけでございます。その中で、計画といひますか、71団地を長い目で見てといひますか、長期的な展望に立って、今は計画をしてるところでございますので、その中でまた見直しをするような時期がやってくるかと思ひます。そういう中でそのような状況がまだあるということであれば、また検討する必要もあるかと思ひております。

委員長

次に19ページ、旧同和住宅空き家状況について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

19ページ、土木使用料ということで、同和向けの住宅ですがこれも6ページに資料を出していただいております。同和住宅の戸数と入居率、また同和向けというふうについてありますので特別に資格とかいうのがいるのかもしれませんが、そういう基準、そういうものをお願いします。

建築住宅課長

現在、同和向けとして指定しております住宅につきましては21団地で342戸ございます。全体で71団地、4,423戸のうちでございますが、そのうちの同和向け住宅の21団地、342戸のうちの55戸が現在空いている状況でございますが、55戸のうち14戸につきましては、補修費が多額になるなどの理由のために、いま募集のできないような状況の住宅がございますので、41戸が入居可能な戸数となっております。現在の入居率といたしましては83.9%でございます。入居の方法でございますが、この同和向け住宅の募集方法につきましては、空き家が発生した場合に、関係団体に募集の案内を送付いたしまして、入居希望があれば一般公募と同様の資格審査を行いまして、入居資格、収入基準を満たしている申請者であれば、推薦を依頼しております。推薦を受けた申込者に対しましては入居手続きを経て正式な入居という形になります。

宮嶋委員

空き家募集の状況の資料もいただいておけばよかったなと反省しておりますけど、この41戸について昨年度当初から41戸空いていたのか。昨年度募集を何戸かけられたのか教え

てください。

建築住宅課長

昨年度より今年度の方がふえておりますが、空き家の推移といたしましては、21年度が35戸でございまして、22年度が39戸、23年度が55戸となっております増加傾向にあります。

宮嶋委員

空き家は23年度55戸で、今入居可能なのが41戸ということですね。空き家募集をかける数というのは今の数でいいんですか。

建築住宅課長

41戸が入居可能という形でございます。

宮嶋委員

平成23年で55戸と言われたのは当初55戸あって、現在が41戸、そのあと入られて41戸が入居可能な戸数というふうなことで理解していいんですか。

建築住宅課長

先ほども説明いたしましたが、現在55戸がありますが、その中の14戸については、補修費が多額になるとか、入れない事情があるというようなことを含めて14戸がそういう形で募集できないような住宅がありますと。そういうことで41戸だけは入居可能ですよということでございます。

宮嶋委員

だめなのがあるんですね。その41戸についてですが、今年募集をかけられたんですか。

建築住宅課長

募集については、常にそういう形で空き住宅についての情報というのは流しております。

宮嶋委員

これは、いわゆる一般向け住宅と違って、情報を流しておりますと言われましてけれど、市民にはこういう応募のお知らせとかいうのはないわけですね。

建築住宅課長

同和向け住宅につきましては、関係団体に流しているわけでございます、一般の公募のような取り扱いはしておりません。

宮嶋委員

関係団体というのがまた出てきますけれども、この団体に今41戸空き家があって、応募していいですよということをされたと思うんですが、応募があったんですか。

建築住宅課長

今までの推移でいいますと、21年度に4戸、それから22年度2戸、23年度は4戸というふうになっております。かなり同和向けとして指定しております住宅につきましても、老朽化が進んでおりまして、なかなかやっぱり部屋が狭いとか使いがってが悪いとかいう形でかなり公募が少ないというのが現状でございます。

宮嶋委員

かたや一般向け住宅に関しては10倍からの倍率があって、もう本当に多いところは何十倍という倍率があって家を探してあるわけです。同和向け住宅に関してはこれだけ空いていますよと、狭いだとかいろいろありますけれど、それはもう一般向け住宅も一緒ですよ。41戸空いていますよっていうのに、関係団体からの紹介がないといけないということで行くと、この関係団体の方がもっと積極的にこの空き家を埋めるための努力をしてくださればいいですけども、41戸も空いてるのに23年度でいったら、4戸しか応募がなかったと。本当に上三緒なんか行くと今狭いと言われましてけれど、広い同和住宅、それも結構立派な住宅が空き家になったままってというのが、見受けられます。どうしてもその関係団体の方の許可をもらわない

と募集ができないんですか。その辺ちょっとお願いします。

建築住宅課長

同和向け住宅の一般公募ということでございますが、これにつきましては関係団体の方と話をいたしまして、平成22年度には一般公募を2戸実施しております。そのような形で今後もそういう一般公募を視野に入れながら、協議・調整をしていきたいと考えているところでございます。

宮嶋委員

同和向け住宅ができた経緯っていうのは詳しくはわかりませんが、やっぱり住環境の整備だとか低所得者の方が多かったとか、そういうことで特段の配慮があって、補助金とかの関係もあって同和住宅で建てられたと思うんですが、もうこれだけ空き家があるのに応募がない、こういう状況であれば特別に同和向け住宅だということで特別扱いする必要はないんじゃないかなと思いますので、団体との協議とかというのがあってもどうしても先に先にいってしまいますんですが、もう建てる時の補助金だとか、特定目的の建物だから一般に開放したらいけないというようなことはないと思うんで、ぜひ他の住宅と同様に募集をかけていただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。さっきから人権同和政策課のほうの公民館、人権啓発センターでもそうですけども、関係団体と協議しながらというのがここ何年も続いていると思うんですよ。他のことでは行財政改革だと言って、どんどん市民の声も聞かないまま進んでいる部分もあります。こういうふうの良い方向に向かうんだったら、ぜひ積極的に市がイニシアチブをとって前に進めていっていただきたいということを申し上げて終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開いたします。21ページ、ごみ処理手数料について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

21ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料というところで、このごみ処理手数料の推移についてお尋ねをいたします。

環境施設課長

お手元の資料7ページのほうに掲載いたしておりますが、平成21年度から23年度の決算見込みで掲載いたしております。指定ごみ袋等の売り上げにつきましては、平成21年度が5億1751万4千円、平成22年度で5億698万4千円となっています。対前年度比で申しますと約2.0%の減、平成23年度におきましては5億653万1千円を見込んでおり対前年度比で申しますと0.09%の減、ほぼ横ばい状態ということになっております。平成21年度に指定ごみ袋等の値上げで増収になっておりますが、その後は売り上げが低減してきた状況でございます。これにつきましては循環型社会を目指したりサイクルの浸透や核家族などの要因によりまして、今「大」のごみ袋から「中」のごみ袋へ、あるいは「中」のごみ袋から「小」のごみ袋へと移行が進み、ごみの排出量が減ってきているという理由ではないかというふうに判断しております。

宮嶋委員

ごみ袋の排出量も減ってきているということで、ごみ袋代も下がってきているということですが、ごみの量が減ればごみ処理費用が少なくなるというふうに思いますが、費用が少なくなった分を、平成21年に値上げをされましたけど、ごみ袋代を値下げするという考えはありませんか。

環境施設課長

ごみ処理を行います清掃工場、クリーンセンターにつきましても平成10年から稼働をいた

しておりますし、建設当時と比べまして維持管理費等に多大な費用を要しております。今後も施設の老朽化の更新によります通常の点検整備の増大及び平成40年まで稼働を予定しております施設の延命化等にかかわります平成22年度からの大規模整備を、現在年次計画的にしていることから多大の費用が見込まれるというふうに考えております。確かにごみ処理量が減ればコークス等の燃料費等は減ってまいります、しかしながら特にコークスにつきましては近年の目まぐるしい国際情勢の影響で購入価格が安定しておりません。特に中国産に依存していることから価格の変動が大きく不安定であり、先が見通せないという状況でございます。このような状況から清掃工場で使用いたしますコークス等の燃料費につきましては、今後におきまして単価の変動幅があり、長期的な展望として楽観できるものではないというふうに考えております。一方、指定ごみ袋等の価格でございますが、ごみ処理経費の3分の1程度ということ踏まえたなかで、現在、家庭系のごみ袋「大」が70円でございますが、ここ3カ年のごみ処理経費の3分の1を見てみますと平成21年度で95円、平成22年度で109円というふうになっております。年々、処理経費が増大しているという状況でございます。このようなことから、ごみの燃料化、リサイクルの推進及びごみ処理にかかる経費につきましては、適正化を図るために値下げの考えは持っておりません。

宮嶋委員

ごみ処理経費の3分の1というのはどこから出てくるのかわかりませんが、飯塚市が独自に考えられた案だと思いますが、ごみ袋代を値上げするときはコークスが随分高くなって燃料代が高くなるというようなことがあって値上げされたわけです。本来ごみ処理というのは、いわゆる市民全般に係るものは税金で賄うというのが税金の大原則でありますので、本来はごみ袋代というのをとるべきではないというふうに考えますが、ぜひともこの分でごみの量が減っていったら本当に経費が減っていくものなら、今のところ考えていませんということでしたけど、ごみ袋の値下げのこともぜひ検討していただきたいというふうに申し添えて終わります。

委員長

次に23、24、25ページ、社会資本整備総合交付金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

23ページの総務費補助金ということで社会資本整備総合交付金というのがあります。資料を出していただいております。資料8ページですね。この説明をお願いいたします。

中心市街地活性化推進課長

資料の8ページをお願いいたします。社会資本整備総合交付金につきましては、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を1つの交付金に原則一括しまして、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されております。その内容は道路とか治水、下水道、都市公園、市街地整備、住宅、住環境整備といった政策目的を実現するため地方公共団体が作成しました概ね3年から5年の計画期間であります社会資本整備総合計画に基づきまして目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に国が支援するものでございます。補助率は50%でございますが、1番上に掲げております都市再生整備計画事業だけは通常40%、ただし中心市街地活性化認定地区では45%ということになっております。次に、本市の社会資本整備総合計画につきましては、提出資料のとおり計画期間を中心市街地活性化基本計画期間の5年間にあわせて、中心市街地活性化のための21事業を掲載し、社会資本整備総合交付金として支援を受けるようにいたしております。平成24年度につきましては、この表の右側に予算額を計上しております事業につきましても交付金をお願いするものでございまして、交付金総額は1億1972万6000円を予定いたしております。

宮嶋委員

たくさん内容がありまして、よくわかりにくいんですが、この中心市街地活性化の、今月

末に提出されるということですが、これが通らないとこの事業すべてができないということになるんですか。

中心市街地活性化推進課長

ほとんどの事業ができないということになってまいります。

宮嶋委員

例えばその中心市街地、いま出されている原案の中で、この部分については認められないとか、この部分については内容を変更して補助金が出るというようなこともあるんですか。

中心市街地活性化推進課長

基本的には社会資本整備総合交付金は、地域を設定しておるわけではありませんので、計画をつくろうと思えばつくれないことはないかもしれませんが、基本的に中心市街地の認定を受けないとできない事業、例えば市街地再開発事業とか暮らし賑わい再生事業、吉原町1番地区再開発事業、ダイマル跡地の分とか土地区画整理事業とかこういった大きな事業については中心市街地活性化の認定が前提となった事業でございますので、もうそういった事業自体ができないというような形になってまいります。

宮嶋委員

例えばこういうたくさんの事業がありますが、そのうちこの部分はできないと、1つでも欠ければこれ全体がだめになるのかどうかということを知りたいんです。

中心市街地活性化推進課長

一つ一つにつきまして個別に相談をしたなかで、どういった補助金がいただけるかというのは相談しないとはっきりはわからない部分がございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:21

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

中心市街地活性化推進課長

これは一体的な計画として提出することになっておりますので、その中が一部だけ悪いとか良いとかいう形にはなりません。事前にもう九州地方整備局、国交省のほうと協議を積み重ねながらこういった補助をお願いしたいということで協議をいたしておりますので、そういうことをご理解をよろしくお願いしたいと思います。

宮嶋委員

計画を出されたのは全部わかりますけど、この中で全部が全部、地元の関係者の方とかの合意がとれなくて、できなくなって1つが欠けた場合に全体として出された分が生きるのか、この分はできませんでしたということができているのかどうか、お聞きします。

中心市街地活性化推進課長

この計画の中で少し変更があった場合につきましては、ある程度柔軟な対応ができるものというふうには考えております。

委員長

次に24ページ、女性特有のがん検診推進事業費補助金について守光委員に質疑を許します。

守光委員

24ページ、国庫支出金、衛生費補助金、女性特有のがん検診推進事業費補助金についてですが、3月の一般質問でがん対策に触れたので1点だけお聞きしたいんですけれども、この金額が若干減っているという部分と、国が今後これを続けていくのかどうかだけお聞きしたいと思います。

健康増進課長

女性特有のがん検診につきましては、今のところ平成24年度までは継続して国の補助金が交付される予定でございます。それ以降については今のところ未定でございます。

守光委員

この金額が若干減っている分は、お願いします。

健康増進課長

金額の減につきましては今までの実績から見て推計しておりますので、年度によっては増減がございますけども、平均的なものとしてちょっと減少傾向にありますので減っております。

守光委員

わかりました。ぜひとも国が本年度までということになっていきますけど、きのうも上野委員が言われていたんですけれども、前柴田議員からもですね、私もこの女性のがん対策に対しては賛成ですけども、女性の立場をしっかりと引き継いでいただきたいというご要望もいただいていますので、特にこの中の子宮頸がんに関しては単発的にやっても効果がありませんので、国がこれからどうこうということもありますけども継続してやるということが本当に大事なことでありますし、年々増える医療費の対策にもなりますので、ぜひとも飯塚市としては今後も続けていただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に27ページ、私立保育所運営費負担金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

この27ページ、民生費負担金については歳出のほうでお聞きいたしましたので取り下げいたします。

委員長

次に28ページ、子どものための手当負担金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

28ページ、民生費負担金、子どものための手当負担金というところで、これも9ページに資料をつけていただいておりますので、大まかなこの資料の説明をお願いいたします。

児童育成課長

まず表の9ページでございますが、1番上段に平成24年2月から3月までの子ども手当、特別措置法のときの負担割合で金額を出しております。中段に平成24年4月から25年1月までの政府案の割合で金額を算定いたしております。昨年と比較しまして変わったところとしては負担割合、特に中学生が全額国庫負担でしたが、地方のほうで6分の1ずつ負担するようになりましたので、市の負担も前年と比較しまして約3900万円ほど増額しております。

宮嶋委員

この子ども手当はいろいろ制度が変わってわかりにくいと思いますが、子ども手当の未申請者、申請がまだ済んでないという方が全国で11%いるというような報道もあっていますが、飯塚市での状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

児童育成課長

昨日時点で受給者が9,143人のうち申請されてない方が85人で全体の0.93%というふうになっております。

宮嶋委員

この方たちは3月31日までに申請をしていないと受けられないというようなことになっているのではないかなと思いますが、いかがですか。

児童育成課長

本来、3月31日までに申請をしないと10月まで遡ってもらえませんでしたけど、昨日ニュースや新聞報道等で民主党と自民党、公明党3党合意の中でその期間まだ手続きをしていない方がいらっしゃるということで9月まで延長になったというふうに聞いておりますが、課と

いたしましては引き続き未申請者の勧奨をしていきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

全国的にこういう状況があるので、いろんな動きが、国のほうの動きが出てきているんだと思いますが、どういうふうな方法で関係者の方に周知が行われているのか。本当に3月31日過ぎても大丈夫なのかどうかというのはちょっとわかりませんが、周知の方法をお願いいたします。

児童育成課長

現在まで市報に3回程度子ども手当の制度や申請の案内をいたしております。それからホームページや庁舎モニター等を使っておりますが、個別に11月に全員に書類を送付いたしております。また2月3日に未申請者の方に申請勧奨の通知を送付して、3月1日にまた再度申請書を送付いたしております。今後につきましては、9月まで延長になるということもあるかと思いますが、残りも少なくなってきておりますので、できる限り電話等でも申請の勧奨をしていきたいと思っております。

宮嶋委員

お金がいっぱいあっていない方もいらっしゃるというような声も聞かれますけれども、知らないでせっかく苦労して子育てしてあって、情報っていっぱいあるけれど、本当に知らない方はいらっしゃるんですね。ぜひ、皆さんに周知徹底していただいて、本当に利用できるような方法をとっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に31ページ、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

31ページ、労働費補助金ということで、これも資料を出していただいております。10ページですね。これの説明をお願いいたします。

商工観光課長

緊急雇用につきましては、ただいま委員が言われましたように10ページに資料を提出させていただいておりますが、この事業は平成20年度から実施しております。平成20年度から平成22年度は実績、平成23年度、そして24年度につきましては当初予算で上げさせていただいておりますが、合計で4億968万5036円の事業費、そして実人員が702名、述べ雇用日数が41,244日となる予定でございます。

宮嶋委員

この仕事がないときに大変な数字が上がってきておりますので、ぜひこれも多くの方がきちんと受けられるように皆さんに周知徹底していただいて、本当に困ってある方、新しい方に新規雇用が生まれるようによろしく申し上げます。

委員長

35ページ、市有地土地貸付料について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

財産収入、財産貸付収入35ページ、市有土地貸付料についてお伺いをいたします。いただいている資料の4ページの中ほどにリサーチパークの貸付料の変更の記載があります。代表質問で私触れておりましたので、議案第34号の付託されておりました経済建設委員会を傍聴させていただいて、内容については大体わかりましたが、1点だけ確認をさせてください。この飯塚リサーチパークの第7区画に限っては、平成15、6年度に特定地域開発就労事業の雇用受け皿整備事業を活用して、建設整備をされたものであって10年間売却できない。この区画に限った措置ということで理解をさせていただいてよろしいですね。

企業誘致推進室主幹

そのとおりでございます。

委員長

次に35ページ、市有土地・建物貸付料について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

35ページ、財産貸付収入、市有土地・建物貸付料についてお尋ねをいたします。市有土地貸付料の内容についてお尋ねをいたします。

管財課長

市有土地の内容についてということでございますので、管財課所管分についてご説明いたします。管財課所管分につきましては3304万4千円のうち2097万4千円になります。内容は市有土地を住宅敷き、電柱敷きとして貸し付けする際の貸付料になり、382件を計上いたしております。そのほかの分といたしまして、雇用能力開発機構の組織、平成23年10月1日で組織の改編が行われておりまして現在、名称が高齢・障害・求職者雇用支援機構への貸付料1011万9千円が主なものでございます。また、新規貸し付けといたしまして、自動販売機設置貸付分として4件、29万6434円を計上いたしております。

宮嶋委員

次に市有建物貸付料、これについての内訳をお願いします。

管財課長

予算計上額2472万3千円のうち管財課所管分につきましては、822万9千円になります。内容といたしまして1件目といたしまして、長尾1128番地1の1部に旧ALT住宅の貸付料になります。これは平成21年に一般公募により決定いたしまして、貸付期間は1年更新になり、貸付料は年額の21万6千円になります。2件目といたしまして、筑穂支所庁舎4階フロアの貸し付けになります。これは平成22年にプロポーザル方式の公募により決定し、貸付期間平成22年6月から平成27年3月までの約5年間で貸付料は年額492万7600円になります。現在、行政システム九州株式会社が利用しております。また自動販売機設置貸し付けにかかる分といたしまして、平成22年度入札によるものとして5件、97万8826円、平成23年度、今年度3月9日実施いたしました入札分といたしまして20件、210万7千円を計上いたしております。

宮嶋委員

筑穂支所の4階フロアを、庁舎問題で聞いたときに貸し付けをしているということでしたけれども、492万7600円これを27年まで契約で借りておられますんで、その後どうするかということもぜひ検討していただきたいと思うんですが、やはり庁舎として、市庁舎の機能として使うということで、効果的にこの500万円ぐらいのお金が入ってくるのがあるのか、このために他の庁舎を広げたりするようなことになったほうがいいのか、ぜひその辺、この5年が終わる前にぜひ検討していただきたいということを申し述べて終わります。

委員長

次に36ページ、市有土地売却収入について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

36ページ、不動産売却収入、市有土地売却収入ということであっておりますが、その内訳をお願いいたします。

管財課長

市有土地売却収入についての内容でございますが、予算計上額1億9200万円のうち管財課所管分といたしまして、1億7千万円になります。24年度の一般競争入札9件分と価格公示売却分7件を予定しております。一般競争入札といたしましては、鯉田篠田これは従前より入札を行っております。それから菰田五穀神公園西側の市有地、旧愛生苑跡地、庄内赤坂駐在所跡地ほか5カ所を予定しております。なお、管財課以外の分といたしまして残りの2200

万円につきましては、建築住宅課所管の青葉台団地用地売却収入を計上いたしております。

宮嶋委員

旧愛生苑跡地というのがありますが、ここは何かを使うというような予定とかそういうものはまだ全然立っていないのでしょうか。

管財課長

旧愛生苑跡地につきましては、利活用検討委員会の中でも検討をいたしておりますが、建物敷きでございますので、そういった活用もないことから原則建物付きで売却を行うということになります。

宮嶋委員

今は管財課の所管の分だけでしたので、これにプラス住宅課のほうで青葉台用地の売却というのがあるそうですのでその辺の説明をお願いいたします。

建築住宅課長

青葉台の宅地分譲につきましては、建築住宅課のほうで所管をしておりまして、旧庄内町時代に開発しました65区画の分譲地でございます。19年度以降、販売できておりませんでしたので平成22年度に分譲価格の見直しを行いまして、区画の面積あたりの見直しを行いまして、今年度1件販売をいたしております。現在約10区画が分譲済みでございます。現在も販売に向けまして調整中の物件が1件ある状況でございますが、24年度につきましては4区画の2200万円の予定をして計上させていただいております。

宮嶋委員

課の入り口に冊子がおいてあるのを見かけますけれども、こういう経済状況の中ではちょっと場所的にもなかなか厳しいということで売れにくいと。ちょっと区画が広すぎるというのもあって、その辺の整理をされたんだと思いますが、今どういうPRをされているのでしょうか。

建築住宅課長

現在まで今委員が言われますように、所管課の廊下に冊子をおいてPRするとか、ホームページあたりで告示をしている程度でございます。今年につきましては現地説明会なども実施をいたしておりますが、なかなか売れないというのが現状でございますので、平成24年度につきましては市報をはじめ、またシティ情報誌というのがございますので、そういうものに掲載、それから住宅販売メーカーあたりに周知をするなど宅建協会などとの協定を結びまして販売促進に向けたPRの強化をしていきたいということで考えております。

宮嶋委員

市役所のほうでセールスに回ってもらうというのがあるのかどうかわかりませんが、ぜひ有効にこの土地が使えるように、宅地としてが一番いいんでしょうけど、置いたままにしておいたら草刈りだとか経費もかかりますので、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

委員長

次に、40ページ、「幼稚園通園バス利用料について」、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

40ページ、雑入の幼稚園バス利用料の推移についてお尋ねいたします。

学校教育課長

資料にあります利用料実績ということで、平成19年度から平成23年度、平成24年1月末現在ということで推移を掲載させていただいております。導入しました19年につきましては10月以降でございますので、利用料そのものは少ないと。20年度、21年度、22年度と進むに従いまして、利用料が減少していつている。このことは利用者が減少していつているということになるかと思っております。

宮嶋委員

幼稚園の子ども数が減っているのではなくて、バスを利用する人が減ってきているという

ことでいいんでしょうか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

その利用者が少ない理由というのがわかりますか。

学校教育課長

この幼稚園通園バスにつきましては、庄内幼稚園と穎田幼稚園で利用しているものですが、このバスが庄内地区は庄内地区だけの運行、そして穎田につきましても穎田地区だけの運行になっております。ただし、入園者につきましては庄内、穎田ともに以前と比べましてそれぞれの地区以外、庄内地区以外ですね、穎田地区以外から通う入園者がふえているということが1つの要因としてあげられますし、もう1つは公立幼稚園におきましても一時預かり保育、2時から4時ぐらいまでの一時預かり保育を実施しておりますので、その利用者がかなりふえてきておまして、その方たちは帰り、送迎といいますが、保護者の方が送迎に来られるということでバスを利用しませんので、その関係上この利用料が減少してきているということ、学校教育課では分析しております。

宮嶋委員

幼稚園は今後認定こども園ということになると思うんですが、こうなったときにバスをどうされるのか。例えば保育所に通う子どもも乗れるようになるのか、その辺をお尋ねします。

学校教育課長

認定こども園になった際のバスの運行でございますが、これが公立の保育所と幼稚園のあり方検討委員会の答申では、認定こども園になったと同時に廃止するという方向でございましたが、説明会や要望書等が上がってまいりまして、教育委員会といたしましては平成25年度1年間は、認定こども園になりまして1年間はバスを運行すると。26年度から廃止することにしております。これにつきましては答申の中でもうたわれておりましたが、保育所はバスはございません。今度認定こども園になりましたら同じ場所に通うことになりませんが、片一方は通園バスがあって片一方はないというような状況が生まれてくることもありますし、またこの通園バスにつきましては、先ほどから言っておりますが、穎田と庄内地区のみで幸袋幼稚園には通園バスがないというようなこともありますので、総合的に考えまして認定こども園になりまして1年間は運行するという計画でいま進めております。

宮嶋委員

今まで利用されていた、保護者や子どもも入れ替わってくるわけですが、保育所、幼稚園を統廃合されて通う所は遠くなってバスも廃止になったということでは、今から幼稚園、認定こども園に預けようとする親御さん大変困られるんじゃないかなと思います。ぜひそういう、保育所にはありませんからということですが、保育所に通っている子どもたちも利用できるようにすればうんと乗れるし、くくりがあってどうしても穎田だけ庄内だけというふうなことで都合が悪ければ、少し足を延ばしてバス停をつくるというような努力をして、廃止先がありきでなくて、そういうご検討を今後ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長

もう既に方針として出しておりますので、その方向で向かう、やるということで進めてまいりたいと思っておりますので、協議等につきましては今後する予定はございません。

宮嶋委員

どうですか、今後も子どもたちのことを考えたらですね、そういう検討をする考えは教育長ありませんか。

児童社会福祉部長

いま認定こども園のことについて言われていますので、私のほうから、保育所のことと言われておりましたけど、保育所の子どもさん達を全部お迎えするというかたちになりますと、保育所はお母さんたちの仕事場と近い所にありますので、もう保育所の子どもを全部迎えに行ったら多分午前中くらいにはなると思っていますので、それはできませんので、認定こども園になった施設を全部見ますとバスで迎えに行っている所はございませんけど、教育委員会の会議の中で1年間だけは延長させていただきたいという話になっておりますので、ご理解していただきたいと思えます。

宮嶋委員

その子どもを全部乗せようということじゃなくって、希望があればということですけども、答えは一緒なんでしょうけど、そういうことを要望して終わります。

委員長

次に42ページ、「児童クラブ利用料について」、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

42ページ、雑入で児童クラブ利用料です。これについて資料を出していただいております。この資料の説明をお願いいたします。

児童育成課長

出しているとおり3カ年の入所児童数、調定額、収納率、徴収率等の推移と、児童クラブの児童数及び利用料を掲載させていただいております。

宮嶋委員

前年度比で減額になっていますが、その理由を教えてください。

児童育成課長

平成24年度から5、6年生の入所制限をすることから、年度当初の児童クラブの入所見込みを23年度1,900人から24年度1,800人としたことから、児童クラブ利用料収入を減額設定いたしております。

宮嶋委員

4年生までとしたことで人数が減ったということですね。人数を減らす小学校4年生までにしたというところでいくと、延長保育の導入になりますが、30分利用、1時間利用、それぞれ何件ぐらいになるのか教えてください。

児童育成課長

30分の利用が2月28日時点で57人、1時間延長が32人の、計89人でございます。

宮嶋委員

新しい制度が導入されるということで、当初お聞きしましたときは皆さん理解していただいておりますということでしたけども、こういう説明会とかについて何か特段に意見とか要望とか、そういうものはありませんでしたか。

児童育成課長

3月5日から13日まで、全児童クラブで入所の説明会を実施いたしました。その中で特段の意見もございませんでしたので、新年度からスムーズに時間延長等が実施できるものというふうに思っております。

委員長

次に、43ページ、「市債の状況について」、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

今の市債の現況と特徴、そういうものを教えてください。

財政課長

市債の状況につきましては、予算資料の53ページのほうに、資料15になりますが、各会計ごとに平成22年度から24年度末の現在高見込みの表を掲載いたしております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。歳入について質疑を終結いたします。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入りますが、総括で質疑を予定されておりました宮嶋委員から取り下げが出ておりますので、それを受けます。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

上野委員

お昼前に申しわけありません。質疑というよりも、昨日私が質疑いたしました中学生海外研修事業費の項について、訂正並びにおわびを正式に申し上げておきたいと思います。まず最初に、台湾が魅力的ではないというふうな誤解を与えたような発言があるとすれば、訂正しておわびを申し上げます。またこの事業にかかわる私見を申し述べましたが、地理的な問題を考えればアジアの1つである台湾周辺国の驚異も肌で同調し合える部分もあるでありましょし、また新日を超えた愛国という国民感情があるというふうな担当部長からも答弁があっておりましたので、そういった部分も心強いものではあるのではなからうかと思えます。また日程につきましても2週間のほうがいいのではないかと私は申し上げましたが、5日間のほうが参加しやすいご家庭も確かにあるのではないかというふうに思えます。また、参加人数につきましても今年度31名だったということですが、もともと飯塚市の世帯の中でですね、この海外研修事業に興味のある世帯がもしかすると40世帯程度ではなからうかなということも考え合わせますと、数字だけを上げ繕うのもどうかというふうに思えます。まずこの事業については行われるということをご存じでしょうけど、良さが広まってないのではないかなというふうにも感じますので、良さを広めるためにはですね、参加された子どもさんたちの口コミですとか仲間づくりが効果的だと思いますので、これ今年もですね、もし参加人数が少なければ、ある一定割合を例えば2年間来てくださいというような一定割合をですね、そこに確保していただければ、2年目に行かれる子どもさんたちが初めて参加される子どもさんたちのリーダー的な役割を担われて、研修のあとの事後活動もより活発になるのではないかとも思えます。海外の興味や英語への関心が深まって、ひいては我が国の日本の良さも再認識されるのではないかなというふうに思いました。子どもたちの将来のために、より効果的な事業発展のためにご尽力を賜りたいというふうに思えますので申し述べて、またその結果、オーストラリアになりましたというのであれば、それはそれでありだと思っております。委員長お取り計らいありがとうございました。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

いま訂正があったんで、私も昨日、文化会館の改修費8億円のところで必要なものは改修したほうが良いということで発言したつもりですけど、8億円を私が賛成してしまったというふうに取りられていたら、またいろんな細かい議論が出てきたときに、あんなこの間、賛成したやないかと言われたら困るんで、そこはそこで個別に審議をさせていただきたいということをお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですので、総括質疑を終結します。

以上をもちまして、「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」に対するすべての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 13:14

委員会を再開いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

それでは議案第2号 平成24年度の一般会計予算に対して反対の立場から討論をいたします。詳しくは本会議場で述べたいと思います。第1には不公平な同和行政が依然として行われているというようなところが随所に見受けられまして、運動関係団体との協議だと、そういう言葉とか出てくる中で、なかなか改革が進んでないという状況がありますので、これ1つを理由にするわけではありませんが、こういうことで詳しくは述べますが、反対の態度をとらせていただきます。

委員長

他に討論ありませんか。

上野委員

議案第2号に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。詳しくは本会議場で述べるかどうかは分かりませんが、質疑をさせていただきましたように中心市街地活性化に係る予算は、本来事業内容がもう少し明確になって提案されるべきだと思います。とはいえ、商店街の活性化に関わるソフト事業については1日も早く取り組みをされなければいけない問題だと思っておりますし、これらの事業は社会資本整備総合交付金に一括されて含まれておりまして、この部分のみを抜粋して予算の組み替えなどを要求することは妥当ではないというふうに判断を皆でいたしました。しかし、今後中心市街地の活性化に係るハード事業に関しては、流動的な部分が多々あると思いますので、その都度丁寧な説明を要望ではなく、要求をさせていただいて討論とさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

それでは追加提案分の補足説明をさせていただきます。これも別に資料を配付いたしております平成24年度補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。それでは1ページでございますが、今回の補正につきましては表の下のほうに記載をいたしておりますように、建設候補地が決定いたしました小中学校統合事業の経費を補正するため、一般会計で3億3400万円を追加いたしまして、予算の総額を590億8400万円とするものでございます。2ページ以降に記載をいたしております補正予算の概要についてご説明をいたします。

まず先に、歳出でございます。歳出では、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業及び楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業にかかる造成工事調査測量設計委託料及び建設工事調査設計委託料などの経費につきまして、小中学校及び併設いたします児童館、公民館に区分して計上いたしております。なお、別途学校給食事業特別会計で計上しております自校式給食施設整備事業費を合計いたしますと、今回計上いたします事業費総額は3億9498万5千円となっております。

歳入でございます。財源といたしましては、歳入の欄に記載をいたしておりますように市債の合併特例債3億3400万円を活用することとしておりまして、財源調整として歳出の欄になります。なお、今回補正後の合併特例債の発行可能残高は329億5430万円、約330億円となります。一番下に繰越明許費を記載しておりますが、今回補正しております各事業につきまして年度内の完了が見込めないため、追加をするものでございます。以上で補足説明を終わります。

学校施設整備推進室主幹

続きまして、お手元のほうにA4版、横で印刷した資料をお配りさせていただいております。平成24年度第1回補正予算総括表と、それから施設敷地面積内訳を記載した表でございます。今回の小中一貫校建設につきましては、施設の複合化を前提といたしておりますことから、それぞれの施設につきまして、予算費目を分けて計上させていただいております。そのために、なかなかそれぞれの事業についての総額が見えにくい部分がございますので、お手元に配付しておりますように、鎮西・穂波東、それぞれの中学校区におきます、今回計上させていただいております予算の内容、またそれぞれの施設ごとに、これは予算費目ごとになっておりますけれども、必要な経費について記載をさせていただいております。また、その下の施設敷地面積内訳でございますけれども、これは昨年8月に発表させていただきました飯塚市小中一貫校建設基本構想中間報告書、ここでご紹介をさせていただきましたそれぞれの校区の敷地としての必要面積の記載でございます。その敷地面積を算定するに当たりまして、施設ごとにどの程度の面積が必要かというものを割り出しております。その内訳をご紹介させていただいております。なお、この内訳の案分によりまして、上のほうの予算の配分は、これを基本に決定をさせていただいております。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

宮嶋委員

小中一貫校と言いながら、小学校費と中学校費、それぞれに事業費が計上されてはいますが、この区分けというのはどういうふうになっているのでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

小中一貫教育校と申しますので、1つの施設になるわけですが、しかし小学校と中学校が一緒になるわけではございませんで、それぞれに現在と同じような形で学校については設置されます。小学校は小学校として設置されますし、中学校は中学校として設置されます。その施設が同じ場所に集まるというイメージをいただければいいかと思っておりますけれども、従いましてそれぞれに必要な費用については別々に計上させていただいております。

宮嶋委員

共有の施設とか、そういうものがないということですかね。

学校施設整備推進室主幹

当然、共有できる部分については共有化を図るようになってまいります。ただし、まだ今回計上させていただいております予算が通過すれば、基本設計等に入ってまいりまして、その部分が明らかになりますので、そこでまた共有部分等がどこまで図れるかということを見まして、案分については考えていく予定にしております。現在はあくまでも想定で、それぞれにどの程

度の面積が必要かということ为前提に案分しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

宮嶋委員

あくまでも小学校費、中学校費というふうにならず、同じ敷地の中にですけれども別々に建つのでずっとあるということですね。これからの学校建設に向けてのスケジュールというか、予定を教えてください。

学校施設整備推進室主幹

今後のスケジュールでございますが、これは第2次実施計画の中でも27年度中に完成を目指すということ为前提にしております。従ひまして、その建設に対しては約2年間、またその前段といたしまして造成については1年間程度は必要ではないかというふうに見込んでおりますので、この24年度中にある程度基本設計、そしてその後続きます実施設計等を終わらせて25年度中には造成工事に着手し、26年、27年と建設を進めていきたいというような大まかな計画を立てております。

宮嶋委員

土地と近隣の住民の方への周知とか、そういうものはきちっともう終わっているんでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

その部分につきましては、候補地がやっと決まったような状態で、これから具体的な作業に入っております。それを24年度中、早い時期に着手をいたしまして、24年度中に何とか、そこら辺の作業を終わらせよう（音切れ）

宮嶋委員

潤野・蓮台寺・鎮西の小中学校については大日寺火葬場の近くということで、地元からも懸念の声も出ておりましたけど、その辺の意見収集とか、どんなふうになっていますか。

学校施設整備推進室主幹

ただいま斎場の近くということで、地域の方の懸念というふうに言われましたが、私どもが知り得る範囲では地域の方からそのような懸念の声は聞いておりません。むしろ私どもが迷惑施設の近くになつてというようなことも心配しておりました。が、なぜそうなるのかと、逆にご意見をいただいておりますのでございまして、まあ地域の方と言ひしても全員に聞いたわけではございませんが、現在そのように否定的なご意見はございません。

宮嶋委員

予算から外れると思ひますが、一緒に始めた幸袋・目尾小中学校のほうは今どういふふうになつているのか、お聞きしていいですか。

学校施設整備推進室主幹

まだ議会のほうへ候補地が決まりましたというふうなご報告はできておりませんが、地域の皆様のご協力を得て、鋭意現在候補地の選定について協議を進めております。来週にもまた協議を行うという予定にしておりますのでございまして。

宮嶋委員

まだ決まってないということですね。学校が動くということでは、いろいろな地域が変わることになるので、いろいろな声があると思ひますので、慎重にやっていただきたいというふうに思ひます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

詳しくは本会議場で述べますが、一応、小中一貫校については疑問がありますので反対の態度を取らせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第50号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。本特別委員会は委員並びに執行部の皆さんの熱心な審議を経て、予定通り審査を終了することができました。ご協力ありがとうございました。今回は、150件を超す多くの質疑通告がありましたが、委員、執行部の皆さん共に短い期間でしっかりと準備をしていただき、十分な審査が出来たものと思います。特に大量の資料作成など執行部の皆さんには通常業務に加えての作業をお願いしておりますので、それらにつきましては、委員の皆さん、しっかりと今後の議会での活用をお願いいたします。

さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々ありましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたします。本日はお疲れさまでございました。

これをもちまして平成24年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。